

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年9月定例会の審議の結果

組合長提出議案		
番号	議案名と内容	結果
議案第1号	専決処分の承認を求ることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	承認
議案第2号	令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定について	認定
議案第3号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	原案可決

令和 7 年 9 月 定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会  
会議録

令和 7 年 10 月 21 日 開会  
令和 7 年 10 月 21 日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和7年9月定例

匝瑳市横芝光町消防組合告示第10号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年9月定例会を下記のとおり招集する。

令和7年9月19日

匝瑳市横芝光町消防組合

組合長 宮内 康幸

記

1 日 時 令和7年10月21日（火）午前10時00分

2 場 所 横芝光消防署1階大会議室

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和7年9月定例会 会議録目次

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局職員出席者	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
開会の宣言	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	3
出席説明員の承認	3
議案第1号－議案第3号の上程	4
組合長提案理由の説明	4
議案（第1号）の内容説明－質疑	6
議案（第2号）の内容説明－質疑	8
議案（第3号）の内容説明－質疑	16
議案（第1号－第3号）に対する討論	17
議案（第1号－第3号）の採決	17
閉会の宣言	18
署名議員	20

令和7年9月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年9月定例会議事日程

10月21日（火曜日）午前10時00分開会

- 1 開会の宣言
- 2 会期の決定
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 議案（第1号－第3号）の上程

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第2号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

- 5 組合長提案理由の説明
- 6 議案（第1号）の内容説明－質疑
- 7 議案（第2号）の内容説明－質疑
- 8 議案（第3号）の内容説明－質疑
- 9 議案（第1号－第3号）に対する討論
- 10 議案（第1号－第3号）の採決
- 11 閉会の宣言

---

出席議員（8名）

議長	石 田 勝 一 君	2番	山 崎 等 君
3番	椎 名 勝 英 君	5番	大 木 進 一 君
7番	秋 鹿 幹 夫 君	8番	小 倉 弘 業 君
9番	市 原 成 一 君	10番	川 島 光 男 君

---

欠席議員（2名）

4番	近 藤 魁 人 君	6番	大 関 昌 宏 君
----	-----------	----	-----------

---

事務局職員出席者

副 主 幹 畠 山 重 勝 主 査 補 鈴 木 健 太  
副 主 査 佐 藤 祐 輔

---

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

組 合 長 宮 内 康 幸 君 副 組 合 長 佐 藤 晴 彦 君  
会 計 管 理 者 布 施 美代子 君

消防組合

消 防 長 大 木 利 貞 君 次 長 坂 田 英 明 君  
匝 瑞 消防署長 北 田 忠 君 総 務 課 長 鈴 木 隆 一 君  
横 芝 光 消防署長 石 毛 光 二 君 予 防 課 長 伊 藤 登 君

---

△開会の宣言（午前10時00分）

○議長（石田勝一君） 本日、ただいまの出席議員数は、「8名」であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は、成立いたしました。  
これより、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年9月定例会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

---

△会期の決定

○議長（石田勝一君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日、1日限りといたしたいと思いますがこれに、御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

---

△会議録署名議員の指名

○議長（石田勝一君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議規則第79条の規定により議長において、5番議員大木進一君、8番議員小倉弘業君の両名を指名いたします。

会議録署名議員

5番議員 大木進一君

8番議員 小倉弘業君

---

△出席説明員の承認

○議長（石田勝一君） 次に、本定例会に地方自治法第121条第1項の規定による出席者は、御手元に配付いたしました印刷物のとおりであります。

次に、組合長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、御報告いたします。

---

#### △議案（第1号—第3号）の上程

○議長（石田勝一君） 日程第3、日程に従いまして、議案第1号から議案第3号までを一括上程し、議題といたします。

---

#### △組合長提案理由の説明

○議長（石田勝一君） 日程第4、これより、宮内組合長に提案理由の説明を求めます。

宮内組合長。

○組合長（宮内康幸君） 皆様、改めましておはようございます。

本日、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年9月定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には大変御多忙の折にも関わらず御参集を賜り、心より感謝申し上げる次第です。

また、日頃より当消防組合の運営につきまして、格別なる御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案いたします案件は、議案3件でございます。提案理由を申し上げる前に、所感を述べさせていただきます。

始めに、今年の7月より野栄分署庁舎大規模改修工事が約1年の工事期間で開始されました。今回の大規模改修工事において、平成6年の竣工から、約30年以上が経過した野栄分署の内外装、電気・機械設備の改修を実施するとともに、女性職員が安心して勤務できる女性用スペースの設置、更には、感染症流行時の業務継続に配慮した仮眠室の個室化改修等を実施し、防災拠点としての機能強化を図ってまいりたいと考えております。

さて、今年7月30日の午前8時25分頃、ロシア・カムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード8.7の地震が発生し、これに伴う津波で千葉県内18市町村に津波警報、9市に津波注意報が発令されました。当消防組合管内におきましては、海岸沿い全域に避難指示が出され、

それに伴い6箇所の避難所が開設されました。幸い当消防組合管内で被害等はありませんでしたが、千葉県内で、津波警報が発令されたのは、平成23年の東日本大震災以来、14年ぶりとなりました。

また、今年の夏も、昨年に引き続いて最高気温35℃以上の猛暑日が続き、熱中症警戒アラートの発令が9月30日現在、全国で1,744回、千葉県では37回発令されており、記録的猛暑といわれた昨年を更に上回る状況となっております。

当消防組合管内におきましても熱中症により搬送された方が、9月30日現在、46名おりまして、昨年の同時期と比べ3名増加している中で、6月及び8月には、当消防組合管内において、熱中症の疑いにより2名の方がお亡くなりになっております。お亡くなりになられた方の御冥福を謹んでお祈りいたします。

今後も、管内住民皆様の安心・安全の確保に総力を挙げて取り組んでまいる所存でありますので、引き続き議員各位の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

以上、私の所感を述べさせていただきました。

それでは、本定例会に提案いたします、議案3件について、その提案理由を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を行うため、関係条例を改正するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、令和7年9月30日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案いたした次第であります。

議案第2号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

本案は、令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたした次第であります。

議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本案は、令和8年3月31日をもって三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総地域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数

の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定による協議を行うに当たり、同法第290条の規定により提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田勝一君） 宮内組合長の提案理由の説明が終わりました。

---

△議案（第1号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 日程第5、これより、質疑に入ります。

議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長 それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を御説明いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を行うため、関係条例を改正する必要が生じたことから、令和7年9月30日付け専決処分により制定いたしました匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、承認を求めるものでございます。

本改正条例の主な改正内容について御説明いたします。

始めに、匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の主な改正内容でございますが、部分休業制度の拡充といたしまして、従来の部分休業では、原則といたしまして、1日につき2時間の範囲内で、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて30分単位で取得可能となっていたところでございますが、本改正において、職員の多様な働き方に対応するため、部分

休業を「第1号部分休業」と「第2号部分休業」2つのパターンに分けて選択できるようにしております。

第1号部分休業につきましては、育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業といたしまして、従来の部分休業に対し、本改正により「勤務時間の始め又は終わり」の要件が削除され、原則、1日につき2時間の範囲内において30分単位で取得することができ、勤務時間中の柔軟な取得が可能となっております。

第2号部分休業につきましては、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業といたしまして、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間につき、人事院規則で定める時間を基準に77時間30分の範囲内で、1時間単位で取得できるものとなっております。

また、非常勤職員につきましては、勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間の範囲内で、制度を利用できるものとなっております。

その他の改正内容といたしまして、部分休業をしている職員の給与の取扱い、部分休業の承認の取消事由等に關し所要の改正を行っております。

次に、匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の主な改正内容でございますが、妊娠、出産等についての申出があった場合等における措置等といたしまして、まず、職員から当該申出があった場合に任命権者は、出生時両立支援制度等の内容を知らせるとともに、その利用に係る意向を面談等の方法により確認しなければならないとしております。

また、任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員に対して育児期両立支援制度等の内容を知らせるとともに、その利用に係る意向を面談等の方法により確認しなければならないとしております。

更に、任命権者は、妊娠出産に係る子、3歳に満たない子の心身の状況等に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に關し、対象職員から意向を確認したときは、その取扱いに当たり、当該意向に配慮しなければならないとしております。

以上が本改正条例の主な改正内容でございます。

なお、本改正条例につきましては、令和7年10月1日から施行しておりますことを申し添えます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

山崎等君。

◆ 2番議員（山崎等君） 10月から施行しているということですけれども、内容的に消防の体制の中で、これが有効活用できるのかなという、日勤のポジションにおいては可能だと思いますけれども、当直に当たっておられます職員の中で、間の1時間、2時間抜けるとか、そうすると消防体制、職員の総数の問題まで波及してこなくてはおかしいのかなと思うのですけど、その辺の運用していく中での考え方をお伺いします。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの山崎議員の御質問にお答えいたします。山崎議員のおっしゃるとおり、こちらの制度を運用していくには、それなりの勤務人数を確保していく必要があるかと思っております。そちらにつきましては、令和6年3月に条例定数の方を改正させていただきまして、今後、職員を採用していく計画となっております。現状につきましても、職員からこのような申し出があった場合には各署間で勤務の補正を行いまして、対応してまいりたいと考えております。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆ 2番議員（山崎等君） 年々、日本全国の中でも女性消防職員の割合が増えていくと、出産の問題とか、育児も入っておりますけど、そういった計画の中で、職員の定数の問題も含めていろいろ取り組んでいただきたいと思います。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第1号の質疑を打ち切ります。

---

△議案（第2号）の内容説明一質疑

○議長（石田勝一君） 議案第2号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

大木消防長

◎大木消防長 それでは、議案第2号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、御説明いたします。

始めに、一般会計歳入歳出決算、事項別明細書の歳入から御説明いたします。

決算書の10ページ、11ページをお開きください。併せて「決算に係る主要な施策の成果」の1ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項分担金ですが、当初予算額11億943万1,000円、補正予算額1,720万3,000円、予算現額11億2,663万4,000円、調定額、収入済額は共に11億2,663万4,000円で、予算現額に対する収入率は100%でございます。

なお、各市町における分担金の額と負担率は、一般分担金につきましては、匝瑳市が6億8,296万6,000円で60.76%、横芝光町が4億4,100万1,000円で39.24%、また、特別分担金につきましては横芝光町266万7,000円で100%となっております。

次に、2款使用料及び手数料ですが、当初予算額、予算現額は共に40万1,000円、調定額、収入済額は共に29万8,630円で、予算現額に対する収入率は74.47%でございます。

この内訳は、1項使用料、予算現額1,000円、調定額、収入済額は共に3万6,530円です。

2項手数料は、予算現額40万円、調定額、収入済額は共に26万2,100円で、これは危険物の許認可手数料です。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金ですが、当初予算額1,918万1,000円、補正予算額426万2,000円、予算現額2,344万3,000円、調停額、収入済額は共に2,344万3,000円で、予算現額に対する収入率は100%です。

次に、4款県支出金、1項県補助金ですが、当初予算額、予算現額は共に1,000円、調停額、収入済額は共に0円で、予算現額に対する収入率は0%です。

次に、5款繰越金、1項繰越金ですが、当初予算額100万円、補正予算額1,997万1,000円、予算現額2,097万1,000円、調定額、収入済額は共に2,097万531円で、予算現額に対する収入率は99.998%です。なお、施策の成果における当該収入率につきましては、端数処理の都合上、100.00%と標記してございます。

次に、6款諸収入ですが、当初予算額、予算現額は共に86万円、調定額、収入済額は共に

81万2,184円で、予算現額に対する収入率は94.44%です。

この内訳は、1項組合預金利子、当初予算額、予算現額は共に1万円、調定額、収入済額は共に10万9,686円です。

2項雑入、当初予算額、予算現額は共に85万円、調定額、収入済額は共に70万2,498円で、主な内訳は、保険事務手数料です。

次に、7款組合債、1項組合債ですが、当初予算額9,820万円、補正予算額-1,630万円、予算現額8,190万円、調定額、収入済額は共に7,300万円で、予算現額に対する収入率は89.13%です。これは災害対応特殊化学消防ポンプ自動車購入事業、防災無線整備事業に係る消防施設整備事業債です。

決算書の12ページ、13ページをお開きください。

8款財産収入、1項財産売払収入ですが、当初予算額、補正予算額、予算現額は共に0円、調定額、収入済額は共に5万5,000円で予算現額に対する収入率は、財産売払収入に伴う款の新設により予算現額が0円となることから0%としております。これはKSI官公庁オークションにおいて船外機を売却したことによる収入です。

以上、歳入合計は、当初予算額12億2,907万4,000円、補正予算額2,513万6,000円、予算現額12億5,421万円、調定額、収入済額は共に12億4,521万3,345円で、予算現額に対する収入率は99.28%でございます。

次に、歳出について御説明いたします。決算書の14ページ、15ページをお開きください。併せて「施策の成果」の2ページをお開きください。

1款議会費ですが、当初予算額、予算現額は共に13万3,000円、支出済額12万8,810円、不用額4,190円で、予算現額に対する執行率は96.85%です。

次に、2款総務費ですが、当初予算額、予算現額は共に8万3,000円、支出済額5万7,414円、不用額2万5,586円で、予算現額に対する執行率は69.17%です。

この内訳は、1項総務管理費は、当初予算額、予算現額は共に5万3,000円、支出済額3万5,000円、不用額1万8,000円で、予算現額に対する執行率は66.04%です。

2項監査委員費は、当初予算額、予算現額は共に3万円、支出済額2万2,414円、不用額7,586円で、予算現額に対する執行率は74.71%でございます。

次に、3款消防費ですが、当初予算額11億8,096万7,000円、補正予算額2,596万4,000円、予算現額12億693万1,000円、支出済額11億8,030万7,058円、繰越明許費896万6,000円、不用額1,765万7,942円で、予算現額に対する執行率は97.79%でございます。

この内訳は、1項1目常備消防費は、当初予算額10億7,487万7,000円、補正予算額3,209

万円、予備費支出及び流用増減 174 万 9,000 円、予算現額 11 億 871 万 6,000 円、支出済額 10 億 8,209 万 2,348 円、繰越明許費 896 万 6,000 円、不用額 1,765 万 7,652 円でございます。

1 節報酬は、予算現額 5 万 4,000 円、支出済額 0 円、不用額 5 万 4,000 円です。

2 節から 4 節までは、人件費となります。

2 節給料は、予算現額 4 億 3,482 万 9,000 円、支出済額 4 億 3,426 万 4,000 円、不用額 56 万 5,000 円です。

3 節職員手当等は、予算現額 3 億 802 万円、支出済額 3 億 200 万 5,341 円、不用額 601 万 4,659 円です。

16 ページ、17 ページをお開きください。

4 節共済費は、予算現額 2 億 489 万 2,000 円、支出済額 2 億 1 万 389 円、不用額 488 万 1,611 円です。

7 節報償費は、予算現額 11 万円、支出済額 3 万 9,072 円、不用額 7 万 928 円です。

8 節旅費は、予算現額 112 万 5,000 円、支出済額 81 万 8,836 円、不用額 30 万 6,164 円です。

9 節交際費は、予算現額 12 万円、支出済額 10 万 3,000 円、不用額 1 万 7,000 円です。

10 節需要費は、予算現額 4,359 万 2,000 円、支出済額 4,119 万 6,520 円、不用額 239 万 5,480 円で、主な内訳は、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料です。

11 節役務費は、予算現額 868 万 3,000 円、支出済額 845 万 3,819 円、不用額 22 万 9,181 円で、主な内訳は、電話料、回線使用料、自動車関連損害保険、医療廃棄物処理手数料等です。

18 ページ、19 ページをお開きください。

12 節委託料は、予算現額 1,480 万 8,800 円、支出済額 1,375 万 8,698 円、不用額 105 万 102 円で、主な内訳は、職員健康診断委託料、消防用無線設備保守委託料、非常用自家発電設備保守委託料、庁舎清掃業務委託料等です。

20 ページ、21 ページをお開きください。

13 節使用料及び賃借料は、予算現額 1,644 万 4,846 円、支出済額 1,633 万 7,039 円、不用額 10 万 7,807 円で、主な内訳は、人事給与・財務会計・起債管理システム借上料、例規集データシステム借上料、消防支援情報システム借上料、ネットワークシステム借上料等です。

17 節備品購入費は、予算現額 840 万 8,754 円、支出済額 840 万 8,754 円、不用額 0 円で、主な内訳は、警防関係備品として消防用ホース、充電式切断器具等、庶務関係備品としてカラーレーザープリンタ、衣類乾燥機等、救助関係備品として化学防護服、空気呼吸器用空気ボンベ等、救急関係備品として自動心肺蘇生器用ターポリン担架等の購入です。

22 ページ、23 ページをお開きください。

18 節負担金、補助及び交付金は、予算現額 6,726 万 7,000 円、支出済額 5,633 万 5,280 円、繰越明許費 896 万 6,000 円、不用額 196 万 5,720 円で、主な内訳は、県消防学校研修負担金、救急救命東京研修所負担金、ちば消防共同指令センター運営経費負担金、ちば消防共同指令センター指令システム更新負担金、消防救急無線設備維持管理費用負担金等です。

24 ページ、25 ページをお開きください。

26 節公課費は、予算現額 36 万 1,600 円、支出済額 36 万 1,600 円、不用額 0 円で、内訳は、自動車重量税です。

27 節消防施設費は、当初予算額 1 億 609 万円、補正予算額-612 万 6,000 円、予備費支出及び流用増減-174 万 9,000 円、予算現額 9,821 万 5,000 円、支出済額 9,821 万 4,710 円、不用額 290 円です。

12 節委託料は、予算現額、支出済額は共に 1,298 万円、不用額 0 円で、内訳は、野栄分署庁舎大規模改修設計業務委託料です。

17 節備品購入費は、予算現額 8,523 万 5,000 円、支出済額 8,523 万 4,710 円、不用額 290 円で、主な内訳は、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（I 型）の購入費です。

次に、4 款公債費ですが、当初予算額 4,289 万 1,000 円、補正予算額-82 万 8,000 円、予算現額 4,206 万 3,000 円、支出済額 4,206 万 2,553 円、不用額 447 円で、予算現額に対する執行率は 99.9989% です。なお、「施策の成果」における当該執行率につきましては、端数処理の都合上、100% と標記しております。

1 項 1 目元金は、当初予算額、予算現額、支出済額は共に 3,880 万円、不用額 0 円で、こちらは、長期債元金償還金です。

2 目利子は、当初予算額 409 万 1,000 円、補正予算額-82 万 8,000 円、予算現額 326 万 3,000 円、支出済額 326 万 2,553 円、不用額 447 円で、こちらは、長期債利子です。

起債償還につきまして、「施策の成果」 5 ページの 4 起債償還状況をお開きください。

前年度末、未償還額 7 億 1,935 万円、当該年度中、起債額 7,300 万円、決算年度元金償還額 3,880 万円、決算年度末、未償還額 7 億 5,355 万円でございます。

決算書に戻りまして、24 ページ、25 ページを御覧ください。併せて「施策の成果」の 2 ページを御覧ください。

次に、5 款予備費ですが、当初予算額、予算現額は共に 500 万円、支出済額 0 円、不用額 500 万円で、予算現額に対する執行率は 0 % です。

以上、歳出合計は、当初予算額 12 億 2,907 万 4,000 円、補正予算額 2,513 万 6,000 円、予算現額 12 億 5,421 万円、支出済額 12 億 2,255 万 5,835 円、繰越明許費 896 万 6,000 円、不用額

2,268万8,165円で、予算現額に対する執行率は97.48%でございます。

次に、28ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額12億4,521万3,000円、歳出総額12億2,255万6,000円、歳入歳出差引額2,265万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額6万6,000円で、実質収支額は2,259万1,000円でございます。

次に、30ページ、31ページをお開きください。

財産に関する調書についてですが、公有財産の土地及び建物につきましては、土地の合計が1,938.02平方メートル、建物の合計につきましては、3,443.53平方メートルとなっております。

次に、32ページをお開きください。

物品につきましては、決算年度中、取得した重要な物品は化学消防自動車1台となります。

なお、これに伴いまして、旧化学消防自動車1台、予備車として配備しておりました消防ポンプ自動車1台を本年度KSI官公庁オークションにおいて売却いたしております。

「決算に係る主要な施策の成果」には、各実績等の詳細が記載されておりますので、こちらも精査の程、よろしくお願ひいたします。

以上で、令和6年度の決算の内容説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

秋鹿幹夫君。

◆8番議員（秋鹿幹夫君） 決算書の32ページの物品の消防ポンプ自動車が、ここだけ見ますと1台減となっていて、基準の台数はわからないんですけども、その辺の基準も鑑みた台数を教えてください。

主要な施策の成果の中の9ページの3段目、充電式切断器具、女性消防吏員採用に向けた施策における機材の見直しにより購入したとありますが、既にいらっしゃる女性職員の意見を反映した上で購入したものなのでしょうか。チップソーカッターは何に使うのかわからないので、これだけ見るとチェンソーだけあればいいんじゃないのかと思うのですね。何か利便性があつて購入したのではないかと思うのですけど。あと、そもそも充電式にしてしまうとすごいパワーが落ちると思うのですが、その辺も踏まえて購入されたのか、要はパワーが落ちるというこ

とは、それだけ力を使うのではないかと思いますので。

昨今、起こっているリチウムイオン電池の発火が、あったかなかつたかわかりませんが、あつた場合は13ページのどちらに反映されているのか教えてください。

○議長（石田勝一君） 坂田次長。

◎坂田次長 ただいまの秋鹿議員の御質問にお答えいたします。一つ目の車両の台数の件でございますが、この度、消防化学車を新規購入した際に、以前ありました消防水槽車と化学車を1つにしたもので、そのためポンプ車が1台減となっている状態でございます。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの秋鹿議員の御質問にお答えいたします。充電式切断器具の購入でございますけれども、御説明のとおり女性消防吏員採用に向けた施策における機材の見直しにより購入いたしたものでございますけども、こちらは女性の意見を反映して購入したものではございません。女性消防吏員を採用する中で、資機材の軽量化というのは必要だと判断いたしまして、こちらの方で資機材は選定をしております。チップソーカッターにつきましては、電ノコをイメージしていただければよろしいかと思います。どういった場面で使用するかと申しますと、金属類の切断でございます。金属類の切断には従来、エンジンカッターを使用しておりますけども、エンジンカッターはかなり重量がございますので、そちらを使用しなくとも金属の切断ができるチップソーカッターを導入したものでございます。また、充電式のものでパワーが落ちてしまうのではないかといったことですけども、機能につきましては確認をしております。若干パワーが落ちる部分はあるかと思いますが、エンジン式のものと比べまして、メリットといたしましては、チェンソーなんかですと、かぶってしまって始動がスムーズにいかなかつたりといったことがございます。充電式はそういったことがないということで、充電式の切断器具を導入している例が増えていると認識しております。以上です。

○議長（石田勝一君） 伊藤予防課長。

◎伊藤予防課長 ただいまの秋鹿議員の御質問にお答えいたします。リチウムイオン電池につき

ましては、電気機器に分類されますので、表中ではその他に計上されています。以上です。

○議長（石田勝一君） 大木消防長。

◎大木消防長 秋鹿議員の質問の中で、消防車両 1 台減について補足させていただきます。当消防組合では、匝瑳消防署にある消防速消車と化学車を配備しておりました。今回は併用して 1 台にしているため、1 台減となっております。化学車を配備するに当たり、当消防組合では化学車が 1 台必要となっております。消防力の整備指針の第 12 条に消防車を配備する場合、地域の実情に応じて消防化学車を消防ポンプ自動車とみなし、第 4 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 5 条第 3 項若しくは第 4 項の規定により、消防ポンプ自動車の数を減ずることができるとなつております。ここは危険物施設の数とか、人口、地域の危険物施設の最大貯蔵取扱量が決まつているのですけれども、当消防組合ではそちらに準じて化学車を消防自動車とみなすこともありますので、今回、化学車の更新に当たり、消防車両を 1 台減しております。以上です。

◆ 8 番議員（秋鹿幹夫君） 素人判断ですけれども、化学消防車 1 台が機能しないのであれば水槽自動車と一緒にいいのですが、分かれていれば別々の現場に行けましたよねって話にはならないんですかね。規定はわかりますけども、それで結局 2 台あった方が利便性が高かったことになりますと、機能が低下しているといったことにもつながるという考えもできますので、その辺をもう一度お答えください。

◎大木消防長 当消防組合に配備している全車両に化学液を積載しておりますので、スタンドの火災があった場合などに対応できるようになっております。以上です。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

山崎等君。

◆ 2 番議員（山崎等君） 確認なのですが、7 月 3 日に臨時議会がありまして、そこで防災行政無線の明許繰越が 860 万くらいありましたが、その経緯は業者の都合等があったということで、これは現状完了されているんですか。まだ継続中なのか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの山崎議員の御質問にお答えいたします。繰越明許の理由といたしましては、令和5年12月に当該工事におきまして使用する電源ケーブルの一部が全国的に新規受注停止の事案が発生いたしまして、令和6年度に予定していた工事の施工箇所について、令和7年3月までに当該工事を完成させ、検査を行うことが困難となったことに伴いまして、当該工事の負担金の請求に関し、令和7年度への請求へと変更したい旨の通知が県からありましたことから、繰越明許で繰り越したものでございます。御質問の中でございました工事の進捗なのですけれども、大変申し訳ございませんが、確認はできていない状況となっております。以上です。

○議長（石田勝一君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第2号の質疑を打ち切ります。

---

△議案（第3号）の内容説明—質疑

○議長（石田勝一君） 議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、御説明いたします。

本案は、令和8年3月31日をもって三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団が解散することに伴いまして、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体

の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止、千葉県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定による協議を行うに当たり、議会の議決を求めるものであります。

なお、千葉県市町村総合事務組合規約の改正内容につきましては、別表第1及び別表第2において三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団を削除する改正並びに第3条及び別表第2において千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、職員採用試験の合同実施を削除する改正となっております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第3号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

---

△議案（第1号—第3号）に対する討論

○議長（石田勝一君） 日程第6、これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告がありません。よって、討論を省略して、これより採決に入ります。

---

△議案（第1号—第3号）の採決

○議長（石田勝一君） 日程第7、これより、議案の採決をいたします。

○議長（石田勝一君） 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に

関する条例の一部を改正する条例の制定について)、本案について原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

○議長（石田勝一君） 議案第2号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、本案について原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり認定されました。

○議長（石田勝一君） 議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

### △閉会の宣言

○議長（石田勝一君） 本定例会に付議された事件は、全て議了されました。

ここで、一言御挨拶申し上げます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年9月定例会に当たり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある御協力をいただきましたことに対し深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ、御

挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

これにて、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年9月定例会を閉会いたします。

△午前10時55分　閉会

署名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 1 月 25 日

議長 石田 勝一

議員 大木 進一

議員 小倉 弘業